

富士吉田市宿泊税導入検討審議会

報告書（案）

令和8年1月

富士吉田市宿泊税導入検討審議会

目次

第1 はじめに

第2 富士吉田市の状況

第3 協議にあたっての論点

第4 宿泊税導入の必要性

第5 宿泊税導入の目的、使途について

第6 宿泊税の課税要件について

第7 委員からの主な意見（再掲）

第8 おわりに（まとめ）

参考1 委員名簿

参考2 検討経過

第1 はじめに

人口減少による税収減、社会福祉分野における歳出増といった状況に置かれる中、行政サービスを賄いうる自主財源の確保は富士吉田市のみならず、他の多くの地方自治体の大きな課題である。

富士山という魅力的な観光資源を有する富士吉田市にとって、観光施策を継続的に実施することは重要であり、特にインバウンド需要は地域経済活性化のけん引役として期待されていることから、この需要を観光施策等で取り込むことは、観光のみならず富士吉田市の発展において大変重要な要素となる。

その一方、観光施策ばかりを実行しようとすると他の行政サービスに必要な財源を圧迫してしまうことになりかねないことから、観光施策に特化した恒常的な自主財源の確保が必要不可欠である。

こうした中、令和6年3月、富士吉田商工会議所サービス部会より、「宿泊税に関する提言書」が提出されたことを契機に、富士吉田市は宿泊税の導入について検討を行った。

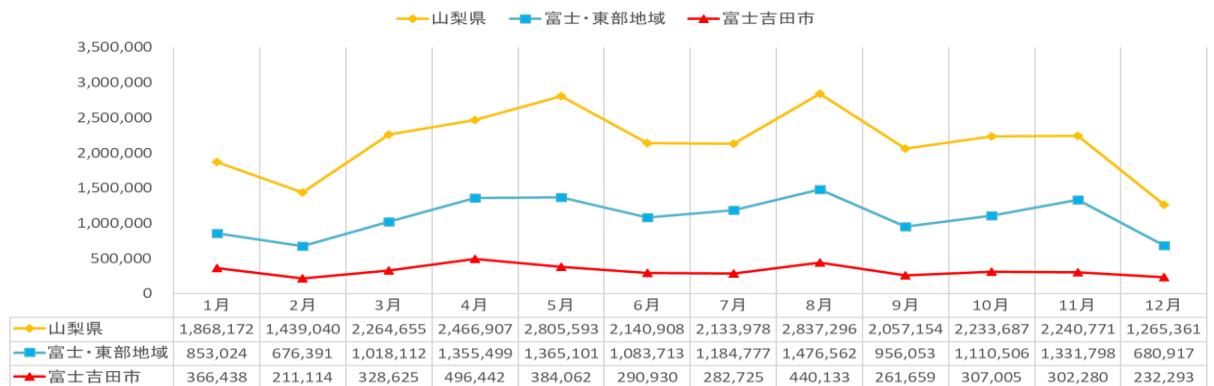
検討の結果、市の一般財政に大きな影響を与えることなく、今後観光施策を確実に実施するため有効な手段の一つが法定外税であり、特に、観光の活動量が増大していくれば収入額も増加していく性質を持つ宿泊税は、観光振興における自主財源を確保するための有効な手段であること、また、「受益と負担」の観点等から宿泊者に一定の負担（宿泊税）を求ることに一定の合理性があることから、富士吉田市は、導入に向けた骨子を定め宿泊税の導入に向け前向きに検討していくこととなった。

さらに、多様な観点から骨子を客観的に評価するため、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等から構成される富士吉田市宿泊税検討審議会（本審議会）が設置され、富士吉田市長より令和7年10月1日付税務発第249号により宿泊税の導入について諮問を受けた。

宿泊税の導入について諮問された内容について本審議会で協議した結果をここに報告する。

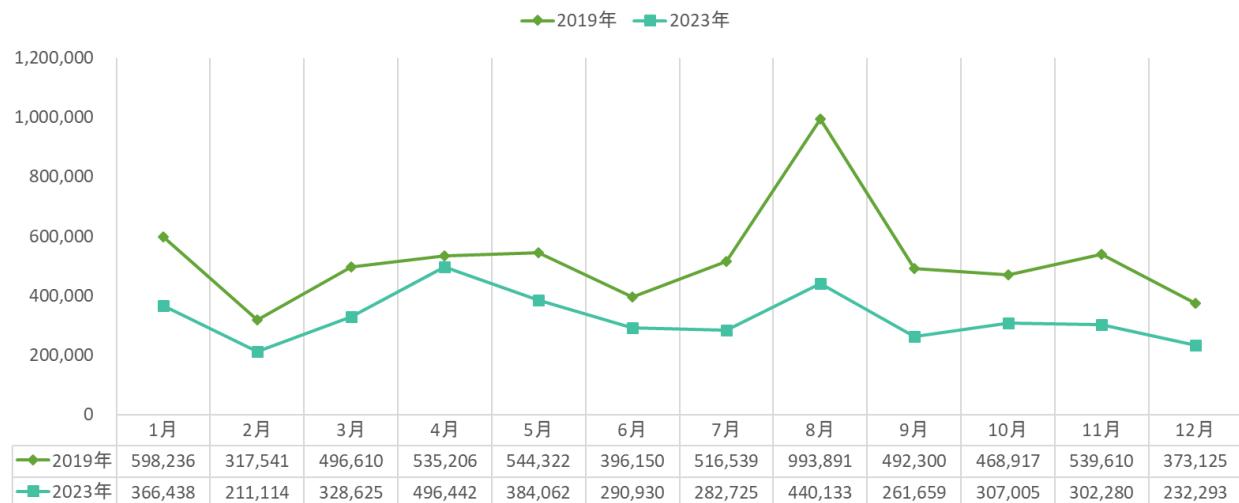
第2 富士吉田市の観光の現況

富士吉田市の観光客は、4月の桜と8月の富士登山のシーズンが最も多くなる。また、11月の紅葉のシーズンに向けて、観光客が増えていく傾向が見られる。2月は、他地域でも最も観光客が少ない時期となり、続けて6月、9月と閑散期となっている。



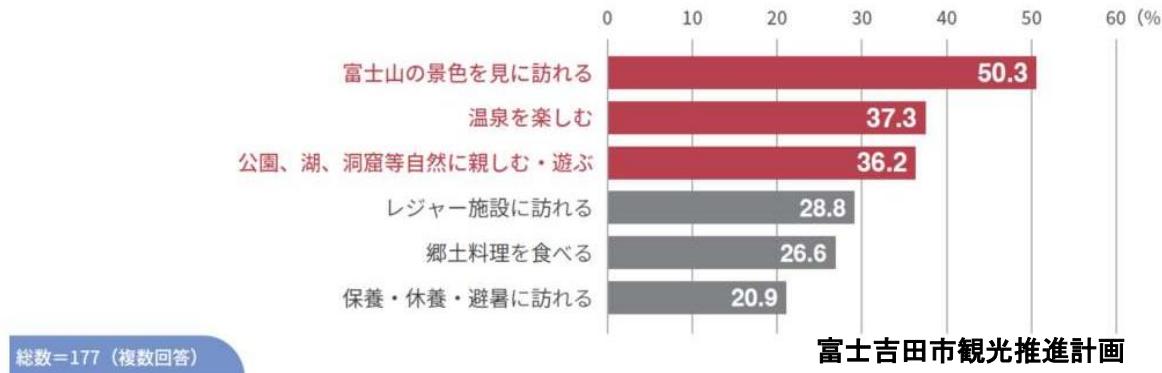
2023年山梨県観光入込客統計調査結果

コロナ禍前は、8月の登山シーズンが最も多かったが、コロナ収束後は、4月の桜シーズンと8月の登山シーズンが多くなった。特に4月に多く訪れるようになったことがわかる。



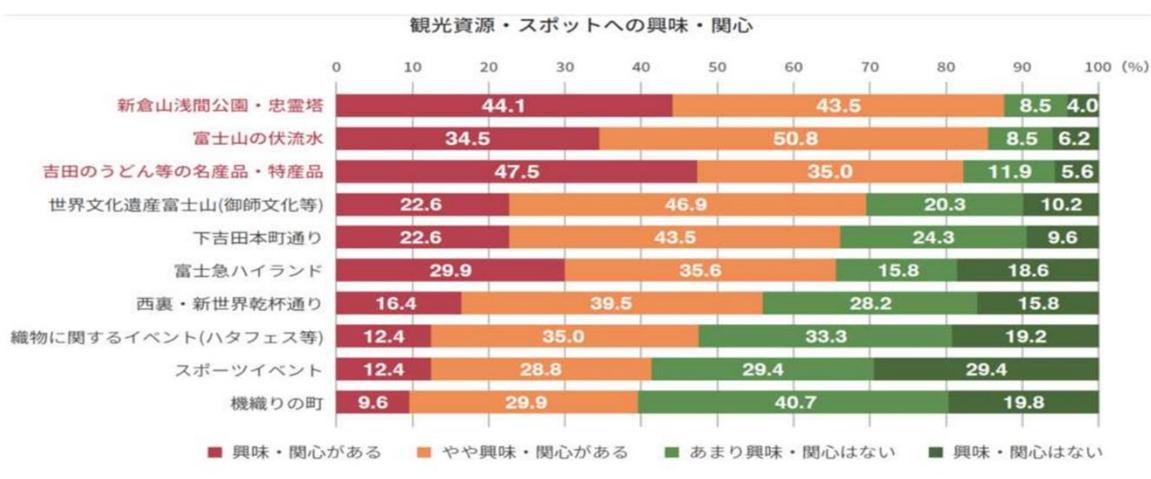
2023年山梨県観光入込客統計調査結果

富士吉田市観光推進計画のカスタマー調査結果によれば、富士吉田市及び富士北麓地域周辺の宿泊者は、富士山を見る、自然を楽しむ、温泉を楽しむことが主な目的である。



富士吉田市観光推進計画

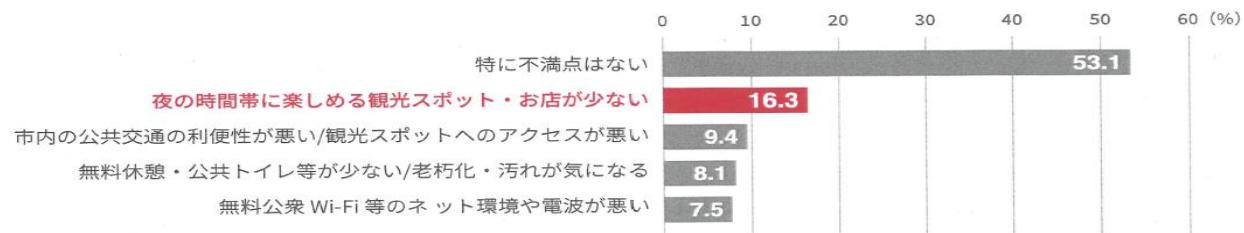
富士吉田市の観光資源への興味・関心では、「新倉山浅間公園・忠靈塔」への興味・関心が最も高く、続いて食や水に高い興味・関心を示している。



富士吉田市観光推進計画

富士吉田市に立ち寄った際の不満点として、「夜の時間帯に楽しめる観光スポット・お店が少ないことがあげられる。

「富士吉田市」に立ち寄った際の不満点(上位5項目)

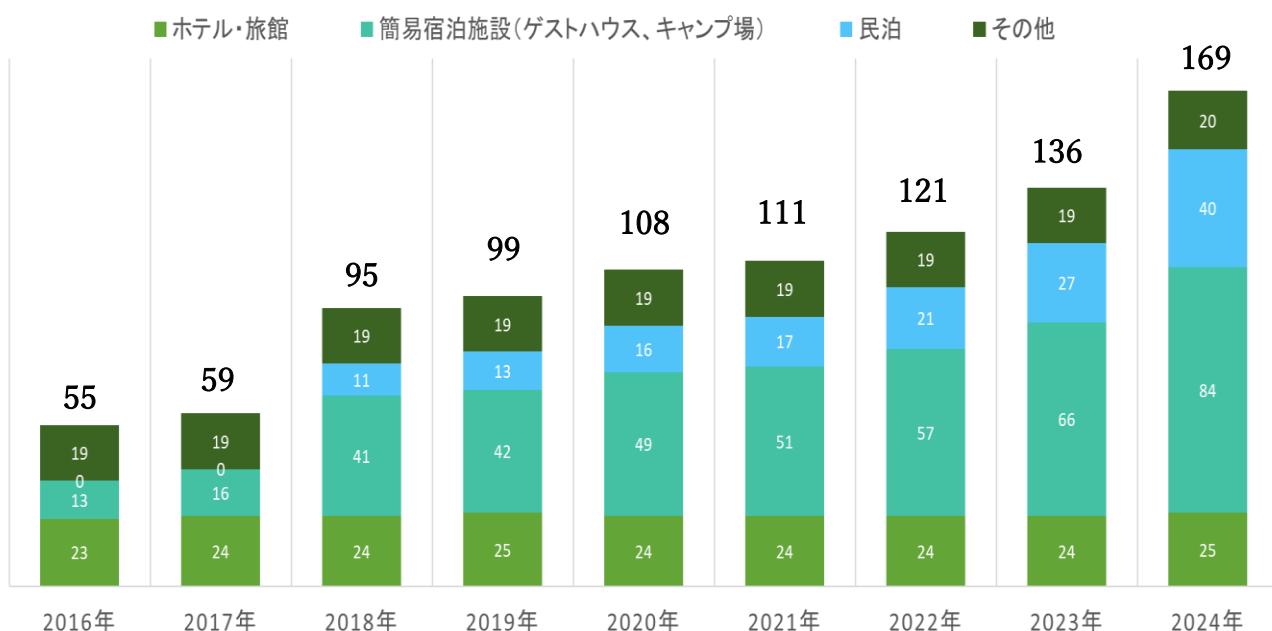


	全体	富士吉田市	河口湖周辺
特に不満点はない	53.1%	55.2%	48.6%
夜の時間帯に楽しめる観光スポット・お店が少ない	16.3%	11.5%	20.2%
市内の公共交通の利便性が悪い/観光スポットへのアクセスが悪い	9.4%	9.2%	9.2%
無料休憩・公共トイレ等が少ない/老朽化・汚れが気になる	8.1%	9.2%	10.1%
無料公衆 Wi-Fi 等のネット環境や電波が悪い	7.5%	9.2%	6.4%

総数=160 (複数回答)

富士吉田市観光推進計画

富士吉田市内の年度別宿泊施設数をみると、ゲストハウス・民泊が増加傾向にある。



富士吉田市独自調査

第3 協議にあたっての論点

法定外税を創設するにあたっては、地方税法第733条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から法定外税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1)国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
- (2)地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3)(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成15年11月11日総税企第179号 総務省自治税務局長通知）の内容を適宜参考とすることとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び
留意事項について（抜粋）

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1)地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2)地方公共団体の長及び議会において、その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3)法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4)法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

本審議会では、以上のこと及び富士吉田市の検討会での内容等を踏まえ、「宿泊税導入の必要性」「宿泊税の使途・目的」「納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除等の課税要件」等について協議した。

第4宿泊税導入の必要性

国が打ち立てた「観光立国推進基本計画（第4次）」では、観光業を「今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である」と位置付けている。特にインバウンド需要について、その市場規模は年々増加しており、2024年においては自動車に次いで8.1兆円で輸出産業第2位の規模となっており、国においても外貨獲得に取り組んでいる。

また、宿泊事業や飲食サービス事業の主な仕入れ・材料費・外注費の支払先地域を見ると、市区町村内や都道府県内が7割を超えることから、地域への分配効果が大きい。このことから、観光業は地域経済循環のウエイトが高いと言うことができる。

このような観光産業を取り巻く現況に鑑み、今や主要な成長産業の一つである観光産業に対し、地域経済の活性化を図るべく、富士吉田市においても重点的に取り組んでいく必要がある。



出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び財務省「貿易統計」(2024年)

主な仕入れ・材料費・外注費の支払先地域

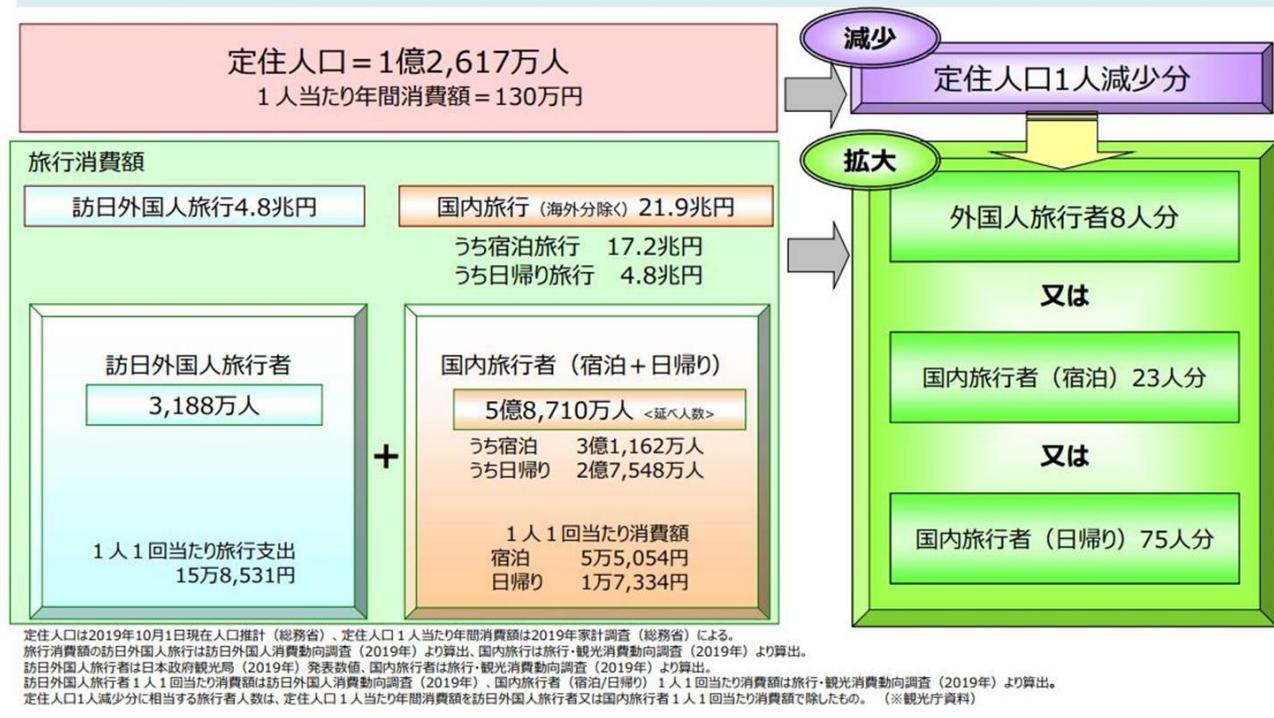


出典: 観光庁「観光地域経済調査」(2015年)

引用元: 観光庁アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会
最終とりまとめ「関連データ・資料集」(2022年)

観光交流人口増大の経済効果(2019年)

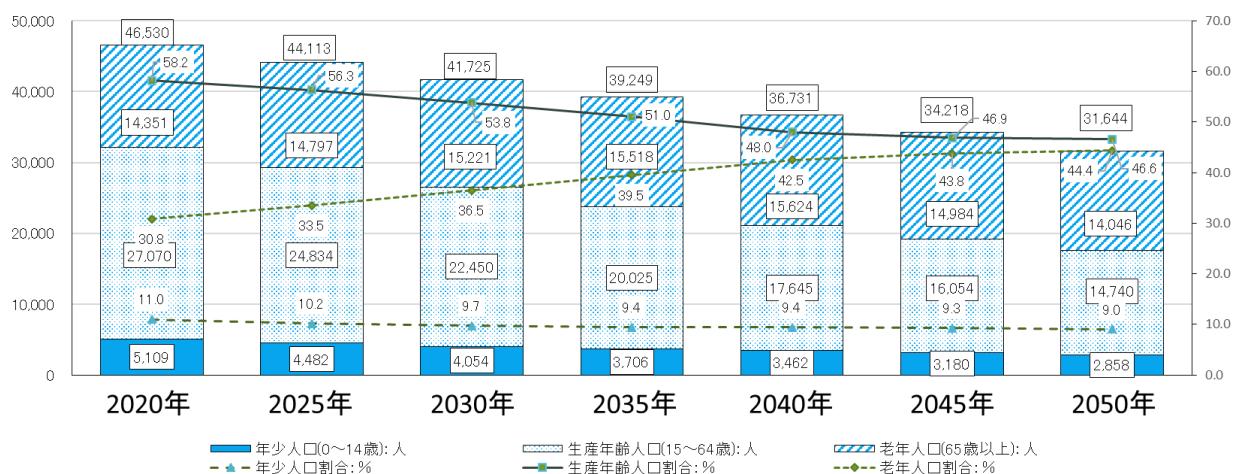
- **定住人口1人当たりの年間消費額** (130万円) は、旅行者の消費に換算すると**外国人旅行者8人分**、**国内旅行者(宿泊)23人分**、国内旅行者(日帰り)75人分にあたる。



他方、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(2023年12月)によると、富士吉田市の人口は2050年には、3万1千人になると推計されており、2020年の人口4万6千人と比較すると、1万5千人、率にして約32%減となることが予想されている。

また、その中でも生産年齢人口の減少率は顕著で、2020年の人口と2050年の推計人口を比較すると、約45.5%減と予想されている。

富士吉田市の人口の推移(見込み)



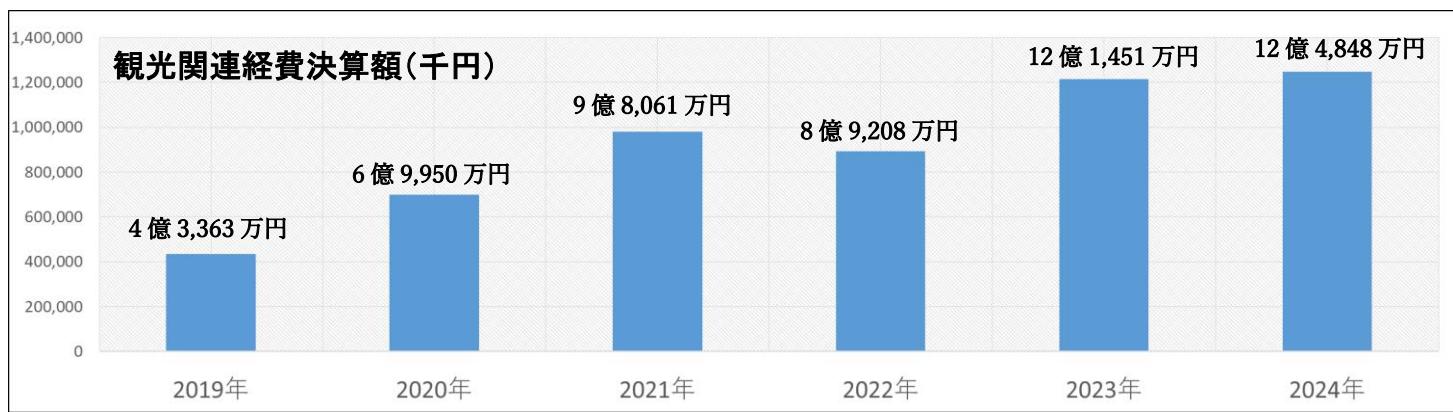
人口の推移による税収減の可能性がある一方、歳出に占める社会福祉の充実に支出される費用（高齢者、子育て支援等）の割合は、以下のグラフのとおり2018年以降20.5%～28%で推移しており、これに衛生費、教育費など、市民生活に欠かせない費用などを含めても市の歳出総額は増加傾向にある。

歳出及び社会福祉の充実等に支出される費用の推移



観光費に注目してみると、富士吉田市の観光入込客数や宿泊施設数・稼働率は増加傾向にあり、観光需要が増加している。この状況に比例して、本市の観光費についても右肩上がりに推移している。

項目	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
中心市街地活性化事業費（まちづくりファンド活用事業等）	0	0	0	0	304,045	6,493
富士の杜巡礼の郷公園事業費（工事分）	187,617	348,865	418,640	322,401	71,595	0
DEER DEAR 富士山ジエセンター関連事業費	0	0	11	19,564	224,551	304,707
宮川橋駐車場新設等市営駐車場関連事業費	1,046	1,045	1,045	53,529	56,113	76,921
富士山安全対策・環境保全推進事業費	15,164	8,402	19,349	17,301	26,572	24,982
富士山・富士五湖地域等広域観光推進事業費	3,754	7,282	6,380	4,510	4,031	5,004
観光宣伝・観光客誘致推進事業費	96,682	168,267	183,804	153,983	230,335	239,567
道の駅富士吉田周辺施設の管理運営事業費	23,916	21,767	111,399	30,095	42,512	42,052
道の駅富士吉田リニューアル事業費	0	0	0	0	0	200,976
富士山世界遺産保全推進事業費	1,721	1,340	1,901	1,411	1,247	1,504
諏訪の森自然公園（パインズパーク）管理運営事業費	14,832	23,573	15,917	17,301	20,840	18,223
新倉山浅間公園・富士散策公園等 公園管理運営事業費	20,170	45,438	174,287	61,245	143,111	178,016
御師外川家住宅等整備活用事業費	25,046	12,693	1,488	9,656	6,168	52,356
ふじさんミュージアム管理運営事業費	43,686	60,829	46,393	201,084	83,395	97,688
合 計	433,633	699,500	980,613	892,080	1,214,516	1,248,489



2024年度の観光関連費の事業例

事業名	主な事業費(予算)及び内容
富士山安全対策・環境保全推進事業	2,498万円 ・観光資源として富士山の価値を最大限に活用しつつ、持続可能な保全に配慮し、登山者の安全確保および安心して登山可能な環境整備を推進する事業
観光宣伝・観光客誘致推進事業	2億3,957万円 ・宣伝誘致事業 例:観光パンフレット等制作、広告掲載、SNS・メディアPRによる情報発信など ・観光イベント開催事業 例:新倉浅間公園桜まつり、火祭り/すすき祭りなど ・中心市街地活性化事業 例:ハタオリマチフェスティバル、FUJI TEXTILE WEEKなど ・新たな観光資源の探求・発掘する観光事業 例:麓から登山の推進、SHIGOTABIなど ・本町二丁目交差点外二地点の交通誘導等警備
富士山・富士五湖地域等広域観光推進事業	500万円 ・県内や富士山・富士五湖地域等の関係機関・団体が連携し、広域にまたがる観光誘客の促進を図る事業
富士吉田市観光施設管理運営事業	4,205万円 ・観光交流拠点である道の駅富士吉田エリアにおいて、各施設の適切な維持管理を行うとともに、各種誘客事業を実施し、地域の魅力向上と誘客促進に資するエリア形成を図る事業

人口減少による税収減、社会福祉分野における歳出増といった状況に置かれる中、**行政サービスを賄うる自主財源の確保は大きな課題である。**

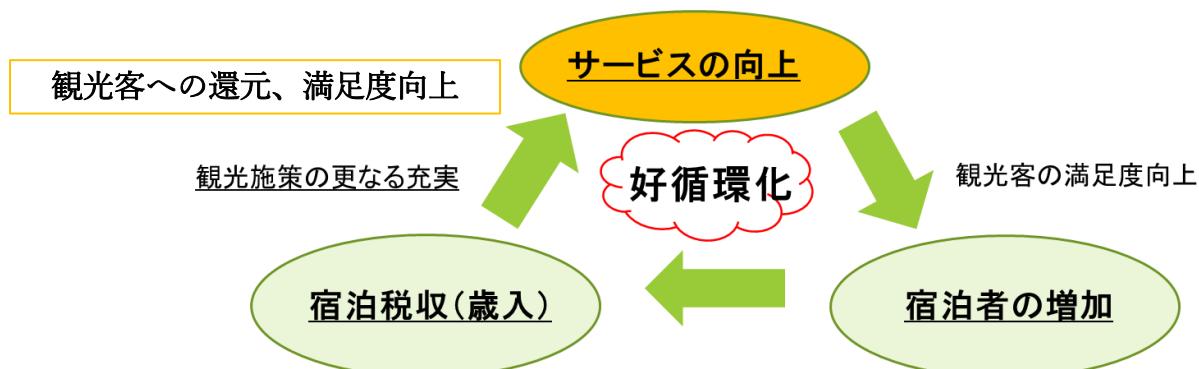
観光施策の実施は重要ではあるものの、これを実行しようとすると他の行政サービスに必要な一般財源を圧迫してしまう。

富士吉田市の財政に影響を与えることなく、観光施策を実施するために有効な手段の一つが法定外税であり、このうち、観光の活動量が増大していけば収入額も増大していくといった性質を持つ宿泊税が最も有効とされている。

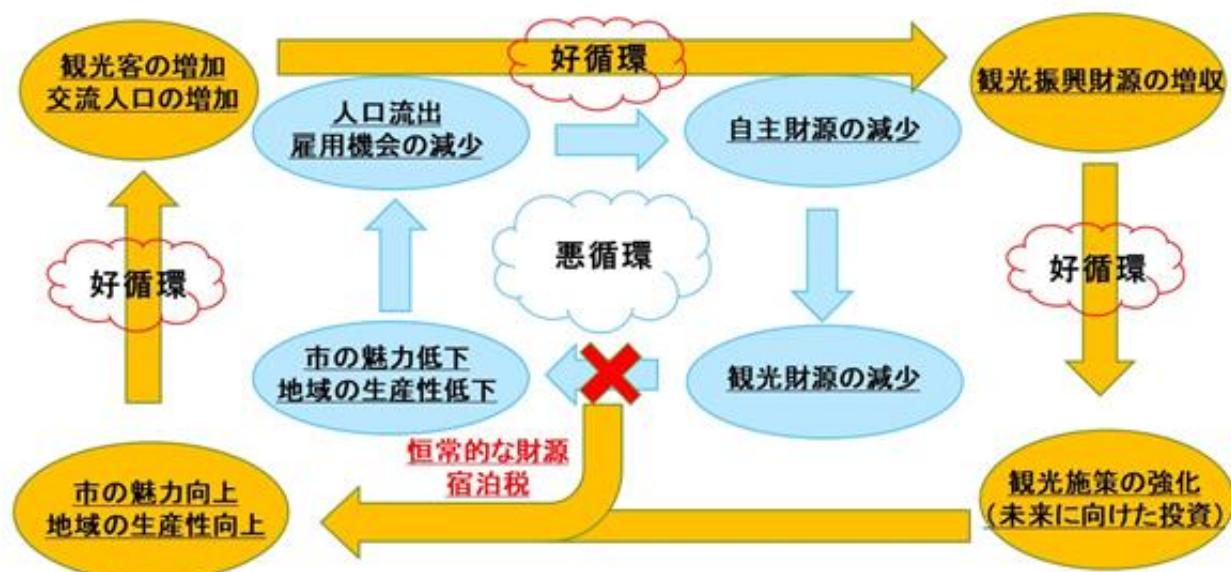
前述の通り、本市においては観光需要が近年大きく伸びている。地域経済活性化のけん引役として期待されているインバウンド需要を取り込むことは、非常に重要であり、更なる観光需要・観光費増加が見込まれる。

宿泊税を導入することで、この財源を用いて観光施策の更なる充実を図る。これが本市を訪れる観光客へのサービス向上につながるとともに満足度も向上、富士吉田市を訪れる観光客がさらに増え、それと共に宿泊税収も増加するといった好循環が生み出されることが期待できる。

このような『観光施策における好循環』を生み出すためには、宿泊税の導入が必要不可欠である。



宿泊税と観光施策のイメージ



第5宿泊税導入の目的、使途について

富士吉田市の骨子によれば、宿泊税導入の目的は、「観光を取り巻く状況は絶えず変化していくことを想定し、本市観光における普遍的な価値・魅力を上げていくこと」を挙げている。観光客のみならず、事業者、また市民生活を含めた市の持続可能な未来に向けた施策への展開を見据え、審議会として宿泊税は、「**富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策**」に要する費用に充てることが妥当であると判断した。具体的には、宿泊税の税収は、次の5つの分類に沿った事業に活用することを望む。

審議会での協議に際し、委員より「宿泊税を公共施設の維持管理だけに使うのではなく、未来の富士吉田市に投資し、持続可能なより素晴らしい観光地にするために使ってほしい。」や、「住民視点での活用方法も考慮してほしい。」また、「観光の重要な要素として、トイレがあるが、そういうものにも活用してほしい。」などの意見があった。

施策項目	施策内容
観光資源の魅力向上	<ul style="list-style-type: none">・地域の特色を活かした体験プログラムの開発・産業や文化、自然や食、まちなみを活かしたイベント開催(中心市街地活性化事業)・まちの景観向上および美観整備
富士山の文化や歴史の磨き上げ	<ul style="list-style-type: none">・令和版富士講の魅力と歴史を伝える専属ガイドの養成および個人旅行者向けツアーの開催・富士講や御師文化などを保存・発信し、学びと体験の場の整備
旅行者の受入環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・多言語対応や案内スタッフの育成支援、体制強化・観光案内所や観光関連施設の維持・整備
滞在時間を延ばす施策	<ul style="list-style-type: none">・ナイトタイムエコノミーの強化・魅力的なアクティビティの提供・周辺エリアを繋ぐ観光ルートの造成
国内外への情報の発信	<ul style="list-style-type: none">・プロモーション強化(web、SNS、グーグル活用、インフルエンサー招聘など)

第6 宿泊税の課税要件について

富士吉田市より示された骨子に基づき、各項目における課税要件について検討した。

項目	課税要件	富士吉田市骨子の考え方
納税義務者	市内宿泊施設(民泊含む)への宿泊者	1. 観光客は富士吉田市の観光施策の受益を受けており、一定の負担を求めるに合理性がある。 2. 課税対象者を把握する際、宿泊行為が最も把握しやすい。
課税客体	宿泊行為	
課税標準	宿泊数	
徴収方法	特別徴収	徴収方法(宿泊者→事業者→市)について具体的な方法(現地決裁・事前決裁の方法等)を整理する必要がある。(el-taxによる電子申告・電子決済等)
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者及び宿泊税の徴収について、便宜を有するもの	
申告期限	毎月末日までに前月分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、特例措置も検討	特殊な事情を考慮する中で特例措置を講じ事業者の負担軽減を図りたい。
税額(税率)	宿泊者1人1泊について、一律200円 ※(年間税収見込約1億3,600万円)	公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと、事業者の事務負担が軽減できること。
免税点	設けない	公共サービスを享受するのは旅行者全体であること、金額による免税点による事業者負担を軽減すること。
課税免除	修学旅行その他学校行事	教育活動に対する公共性の観点から課税免除が望ましい。
罰則規定	特別徴収義務者が帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合に1年以下の懲役または50万円以下の罰金	地方税法等における法定外目的税に対する罰則
見直し期間	原則5年ごとに見直し(施行後問題が生じた場合は見直しを検討)	先行自治体を例に5年とした
特別徴収交付金	キャッシュレス決済利用料の事業者負担を考慮し、宿泊税の3.5%以上	導入後一定期間事業者の事務負担が大きくなることから、特例措置を設定するのが望ましいこととした。

・納税義務者及び税率（税額）

富士吉田市骨子では、宿泊客は富士吉田市の観光施策の受益を受けており、一定の負担を求めるに合理性があること、課税対象者を把握する際、宿泊行為が最も把握しやすいことを理由に、宿泊税は富士吉田市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する「宿泊者」に対して課税することが妥当とした。

本審議会においては、税以外の、例えばオーバーツーリズムが課題となっている新倉山浅間公園などの「特定エリアへの訪問」に対して課税することも検討したが、その場合は手数料となり、特定の施策にのみ充当することとなる等の理由から、宿泊税とは切り分けて議論することとし、納税義務者は「宿泊者」とすることが妥当とした。

また、富士吉田市骨子における税率（税額）は、納税者が享受する公共サービス及び観光資源が宿泊料金にかかわらず一定であること、公平性の観点から市内に宿泊するすべての「宿泊者」を対象として広く負担を求めることが望ましいことから、1人1泊あたり一律で200円が妥当とした。本審議会においても200円が妥当とした。

また、税収見込に関しては、市内すべての宿泊客数を把握することが困難なため、入湯税の申告に基づく実宿泊者数をもとに市内宿泊客数の見込みを算出し、それについて議論した。

・徵収方法

富士吉田市骨子では、宿泊税について宿泊者から直接徵収することは現実的でないため、先行導入自治体と同様に、宿泊事業者を特別徵収義務者とする特別徵収の方法が妥当とした。

また、申告期限について、先行導入自治体と同様に、毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）とすることが妥当とした。

本審議会では、富士吉田市骨子案を妥当とする中で、新規事業者を含めた「特別徵収義務者」に対する制度周知・対応の必要性について、また、領収書への記載方法等細かな定義を正確に行い、事業者の事務負担が課題とならないよう配慮するべき等の意見があつた。

・免税点

宿泊料金にかかわらず、宿泊者は一定程度サービスを享受しており、公平性の観点から、市内に宿泊するすべての方にご負担いただくことが望ましいことから、本審議会では富士吉田市骨子と同様に、免税点は設けないことを妥当とした。

・課税免除

富士吉田市骨子では、教育課程の一環として実施される修学旅行やその他の学校行事は、公益性が高いと認められることから、課税を免除することが妥当とした。

本審議会では、富士吉田市骨子同様に妥当とする中で、修学旅行以外にも学校行事に対して課税免除の対象となる者がいる可能性を考慮し、富士吉田市の特性に合った選択をしてほしいという意見があつた。

・罰則規定

宿泊税の適正公平な課税の実効性を高めるため、特別徵収義務者に対して罰則規定を設けること。特に、帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金となる規定を設けることが妥当とした。

本審議会において、罰則を踏まえた徵収方法の確立と、県保健所などと連携する中で、特別徵収義務者の捕捉等徵収の徹底を図る必要性について意見があつた。

・見直し期間

富士吉田市骨子同様宿泊税条例が施行された場合、原則5年ごとに見直すことを妥当とする。（ただし、施行後問題が生じた場合は即座に見直しを検討する。）

・特別徵収交付金

宿泊税の特別徵収義務に対する経費を支援するため、富士吉田市に納付される宿泊税額に一定の割合（3.5%以上）を乗じた金額を特別徵収義務者に交付する交付金の制度を設けることを妥当とした。

クレジット決済等で手数料が発生することなどから、できる限り事業者の負担を考慮した率の設定が望ましい等の意見があつた。

第7 委員からの主な意見（再掲）

1 使途・目的について

- ・宿泊税は公共施設を維持管理するためだけに使うのではなく、未来の富士吉田に投資し、より素晴らしい観光地にするために使ってほしい。
- ・観光客視点だけでなく住民視点への活用方法も考慮してほしい。
- ・宿泊税の使途について、観光の重要な要素としてトイレが清潔であることが挙げられる。そういうしたものにも宿泊税を活用していくのがよい。
- ・新倉山浅間公園などのエリアは日帰り客が多く、住民には混雑等により迷惑がかかっている。こうしたエリアは、宿泊客ではなくそのエリアへの来訪客など原因を作っている人から費用を徴収し、その資金を混雑等解消に使用すべきではないか。宿泊者から徴収した宿泊税を新倉山浅間公園に使うのは宿泊者も納得できない。
- ・宿泊税の導入については賛成。税金を徴収するからには結果を出すことが必要。持続可能な観光地として成り立っていくためには、宿泊税の制度を皆で進めていくことが重要であり、それが持続可能な観光地への起爆剤となると考える。

2 課税要件について

- ・全ての宿泊客から公平に納税してもらえるような仕組みとなることを要望する。
- ・修学旅行生の課税免除について、修学旅行生以外にも課税免除の対象となる者がいる可能性を考慮した上で、富士吉田市の特性にあった選択をしてほしい。
- ・ビジネス目的、添乗員、乳幼児の取り扱い等納税義務者について正確に定義すること。
- ・宿泊費用を事前決済する場合、宿泊税にもクレジット手数料がかかると考える。宿泊事業者の負担を考慮する上でも、交付金の制度は必要。
- ・新規事業者を含め、宿泊事業者への制度周知・対応を行うこと。
- ・罰則規定を踏まえた徴収方法の確立と徴収の徹底を行うこと。
- ・制度設計にあたり、領収書への記載方法等細かな定義をする中で、事業者の事務負担が課題とならないよう配慮すること。

3 その他

- ・徴収した宿泊税の使途についてどのように還元されるか、観光客のみならず市民にも周知する取り組みが必要である。
- ・市議会への報告を適宜行うこと。
- ・県の宿泊税導入への動きに対して、市で導入・徴収した宿泊税はきちんと市に還元されるよう働きかけること。

第8 おわりに（まとめ）

本審議会は、富士吉田市の宿泊税導入について、導入の妥当性、使途・目的、課税の対象の範囲、税率（税額）等について多様な視点から検討を行ってきた。これまでの会議における議論の内容から、以下の点について提言する。

1 宿泊税の使途となる観光振興施策は、「協議にあたっての論点」を前提に、次の点に十分留意しつつ、今後の富士吉田市の未来に向け、持続可能な施策を明確にして取り組む必要がある。

- ①観光客、関係事業者、市民等それぞれの視点に立ち、宿泊税に関わる人たちにとって有益となる施策を確実に実行していくこと。
- ②観光客、関係事業者、市民等に対して、使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信を確実に実行していくこと。
- ③事業の議決権を持つ富士吉田市議会と協力し、宿泊税の使途に沿った適切な予算執行を確実に実行していくこと。

2 課税要件は、示された案について、各項目の要件、考え方ともに一定の妥当性はあると判断されるが、審議会における各委員の意見や富士吉田市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等を参考に、内容を更に精査して決定すること。

3 納税者である宿泊者への周知広報に努めるなど、導入の理解を得る努力を続け、富士吉田市の観光を取り巻く状況を把握し、特に富士北麓地域の導入時期を勘案した上で、導入決定とそれに伴う条例の提出を行うこと。

以上の提言を基本に宿泊税を導入して効果的な施策に活用することにより、観光客や交流人口の増加、地域の生産性が向上する等の好循環が生まれ、富士吉田市の魅力にさらに磨きがかかることが期待される。よって、「富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策」に要する法定外目的税として、恒常的な自主財源となり得る宿泊税を導入することは妥当であると考える。今後、市民はもとより、富士吉田市の観光に携わるすべての方が連携し、富士吉田市の魅力をさらに磨き上げ、未来志向の観光を展開していただきたい。

令和8年1月
富士吉田市宿泊税検討審議会

参考 1 委員名簿

氏名	団体等
会長 菅野 正洋	日本交通公社 旅の図書館 副館長 観光研究部 上席主任研究員
雨宮 正雄	富士急行株式会社 取締役執行役員 事業部長
眞田 吉郎	ふじよしだ観光振興サービス 常務理事
遠山 喜一郎	プライベートリゾートパインツリー 会長
戸田 元	富士吉田市議会議員
半田 初幸	山梨県旅行業協会 会長
八木 肇	株式会社 DOSO 代表取締役
和光 康雄	富士山吉田口旅館組合 組合長
渡邊 和彦	都留信用組合 理事長
渡邊 隆信	富士吉田商工会議所 専務理事
渡辺 利彦	富士吉田市議会議員

※50 音順 敬称略

参考 2 検討経過

時期	動き
令和6年3月	富士吉田商工会議所観光サービス部会の宿泊税に関する提言書を受領
4月	庁内検討部会を設置（宿泊税の研究・導入の検討）
6月	市内宿泊事業者に対するアンケート調査の実施
8月	宿泊税導入に向けた骨子の承認（富士吉田市政策会議）
～令和7年3月	富士北麓地域における宿泊税に関する動向について近隣町村と情報共有
5月	近隣町村の担当者による情報交換会
10月	宿泊事業者・観光関連団体等を構成員とした第1回「富士吉田市宿泊税導入検討審議会」を開催（市より宿泊税導入に関する内容について諮詢、宿泊税の使途・目的に関する協議）
11月	第2回富士吉田市宿泊税導入検討審議会（宿泊税の制度に関する協議）
12月	第3回富士吉田市宿泊税導入検討審議会（答申案に関する協議）
12月	パブリックコメントの実施
令和8年1月	第4回富士吉田市宿泊税導入検討審議会（富士吉田市へ答申）